

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	6	担当課	森林整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	35 - 3	不利益処分の種類	工事原因者に対する附帯工事の費用の負担命令	
<p>都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>						